

第3編 災害応急計画

災害の拡大を防止し、又は軽減するため、市、県、国、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害又は複合災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

第1章 応急措置の概要

応急措置を分担実施すべき防災関係機関(市を所管する指定地方行政機関、地方公共機関等)と分担内容は次のとおりとする。

第1節 市

- (1) 住民広報の実施
- (2) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (3) 緊急時環境モニタリングへの協力
- (4) 避難の勧告、指示及び被災住民の収容
- (5) 消防団に対する出動命令
- (6) 防護対策区域及び警戒区域の決定と避難措置
- (7) 避難住民の輸送
- (8) 避難所の設置・運営
- (9) 自衛隊の派遣
緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
- (10) 救援物資の配布
- (11) 被災者収容施設の供与
- (12) 緊急被ばく医療措置の実施及び協力
- (13) 安定ヨウ素剤の配布
- (14) 被ばく者に対する除染
- (15) 被災地周辺の交通の確保及び規制
- (16) 相談窓口の設置
- (17) その他必要な応急対策の実施

第2節 県

- (1) 原子力事業者からの事故発生等の報告受理

- (2) 被害状況の把握及び情報の収集
- (3) 緊急時環境モニタリングの実施
- (4) 防災上必要な措置に関する国との協議
- (5) 重点市町、その他の市町、関係機関への放射能影響予測結果、被害状況等の通報
- (6) 重点市町、その他の市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (7) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (8) 放送機関への緊急放送要請
- (9) 住民広報の実施
- (10) 防護対策区域及び警戒区域の設定
- (11) 重点市町に対する屋内退避、避難等の指示
- (12) 避難者の避難先調整及びその他の市町への避難者受入れの要請
- (13) 被災者の救出・救護等の措置
- (14) 自衛隊の災害派遣要請
- (15) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (16) 防災業務従事者に対する原子力防災資機材の準備
- (17) 緊急援護備蓄物資の供給
- (18) 救援物資の調達、輸送
- (19) 緊急被ばく医療措置の実施
- (20) 安定ヨウ素剤の配布指示
- (21) 被ばく者に対する除染
- (22) 飲料水・飲食物の摂取制限等の指示
- (23) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (24) 被災地の応急復旧
- (25) 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策の実施
- (26) その他必要な応急対策の実施

第3節 関係機関

市を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関、その他公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の実施すべき応急措置の概要は、次のとおりである。

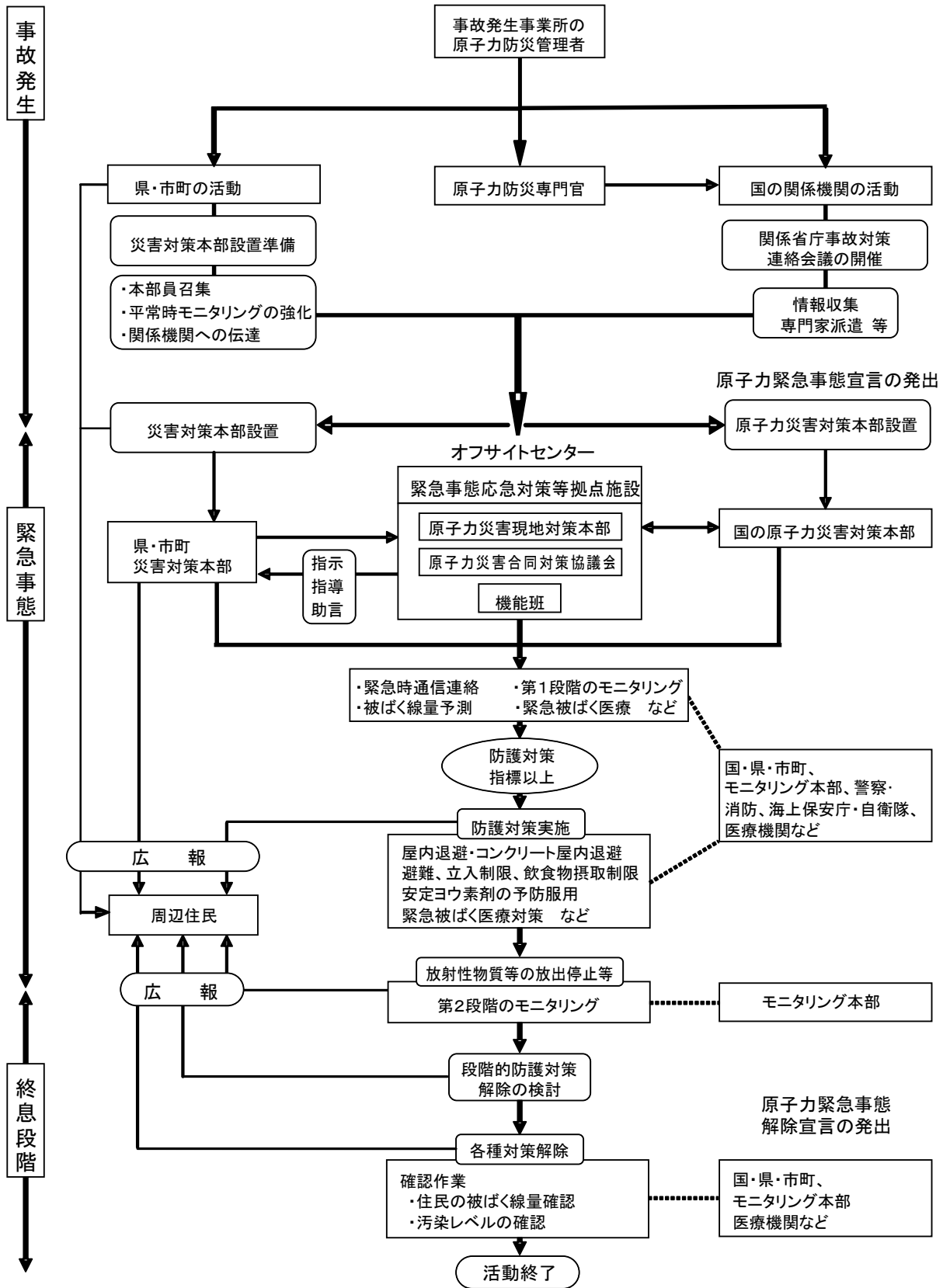
- (1) 災害情報の県、市等に対する通報
- (2) 県、市の要請に基づく援護の実施
- (3) 県、市と一体となった災害応急対策の実施
- (4) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請

- (5) その他必要な応急対策の実施

第4節 原子力事業者

- (1) 災害情報の国、県、重点市町、関係市及び関係機関等に対する通報
- (2) 発災施設の応急対策及び復旧
- (3) 緊急時環境モニタリングの実施並びに協力
- (4) 緊急被ばく医療活動の実施及び協力
- (5) 住民広報の実施
- (6) 自衛防災組織による防災活動の実施
- (7) その他、県、重点市町及び関係機関等の行う災害応急対策に対する全面的な協力

■事故発生から終息までの流れ



第2章 市災害対策本部の設置

第1節 市災害対策本部の設置等の基準

市長は、原子力発電所に係る防災対策については、次の判断基準に基づき、県と連携し災害対策本部設置の準備や設置を行う。

市災害対策本部設置等の判断基準

判断基準		本部の設置	市の対応
A レベル (異常事象発生)	発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、県あるいは四国電力株式会社設置の測定器の空間ガンマ線量率の値が $0.15 \mu\text{Sv/h}$ を超えたとき	設置準備	① 緊急会議の開催 ② 県との対策協議 ③ 住民広報の実施 ④ 立入調査の同行の実施 ⑤ 防災関係機関への連絡 ⑥ 発電所周辺環境モニタリングの協力 ⑦ 緊急時環境モニタリング協力の準備 ⑧ その他必要な災害応急対策
B レベル (特定事象発生)	発電所の事故により、原災法第10条第1項に定める通報基準（参照3：原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準）に達したとき	本部設置	① 災害対策本部会議の開催 ② 県との対策協議 ③ 住民広報の実施 ④ 特定事象時環境モニタリングの協力 ⑤ 緊急時環境モニタリング協力の準備 ⑥ その他必要な災害応急対策
C レベル (緊急事態発生)	発電所の事故により、原災法第15条第1項に定める原子力緊急事態宣言発令の基準（参照3：原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準）に達したとき	本部設置	① 災害対策本部会議の開催 ② 県との対策協議 ③ 住民広報の実施 ④ 環境調査の実施 ⑤ 避難の勧告・指示 ⑥ 各方面への応援要請 ⑦ 緊急時環境モニタリングの協力 ⑧ 緊急被ばく医療活動の実施 ⑨ その他必要な災害応急対策

第2節 市の配備体制

市は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じて次の配備体制をとるものとする。

配備区分	配備時期	配備内容	配備要員
第1配備	① 原子力発電所に事故が発生し、空間ガンマ線量率が本計画の定めるところのAレベルに至った場合 ② その他必要により市長が当該配備を指令するとき	情報通信活動、防災資機材の準備、立入調査の同行、発電所周辺の環境調査等を実施する体制	市長 副市長 教育長 各部長 総務課危機管理・原子力対策室職員 指名された職員
第2配備	① 原子力発電所に事故が発生し、空間ガンマ線量率が本計画の定めるところのBレベルに至った場合 ② その他必要により市長が当該配備を指令するとき	情報通信活動、特定事象時環境モニタリング活動等初期の応急対策に協力する体制	あらかじめ指名された職員
第3配備	① 原子力発電所に事故が発生し、空間ガンマ線量率等が本計画に定めるところのCレベルに至った場合 ② その他必要により市長が当該配備を指令するとき	大規模な災害に対し、市の全力をあげて防災活動を実施する体制	全職員

第3節 職員の動員計画

(1) 行動マニュアル

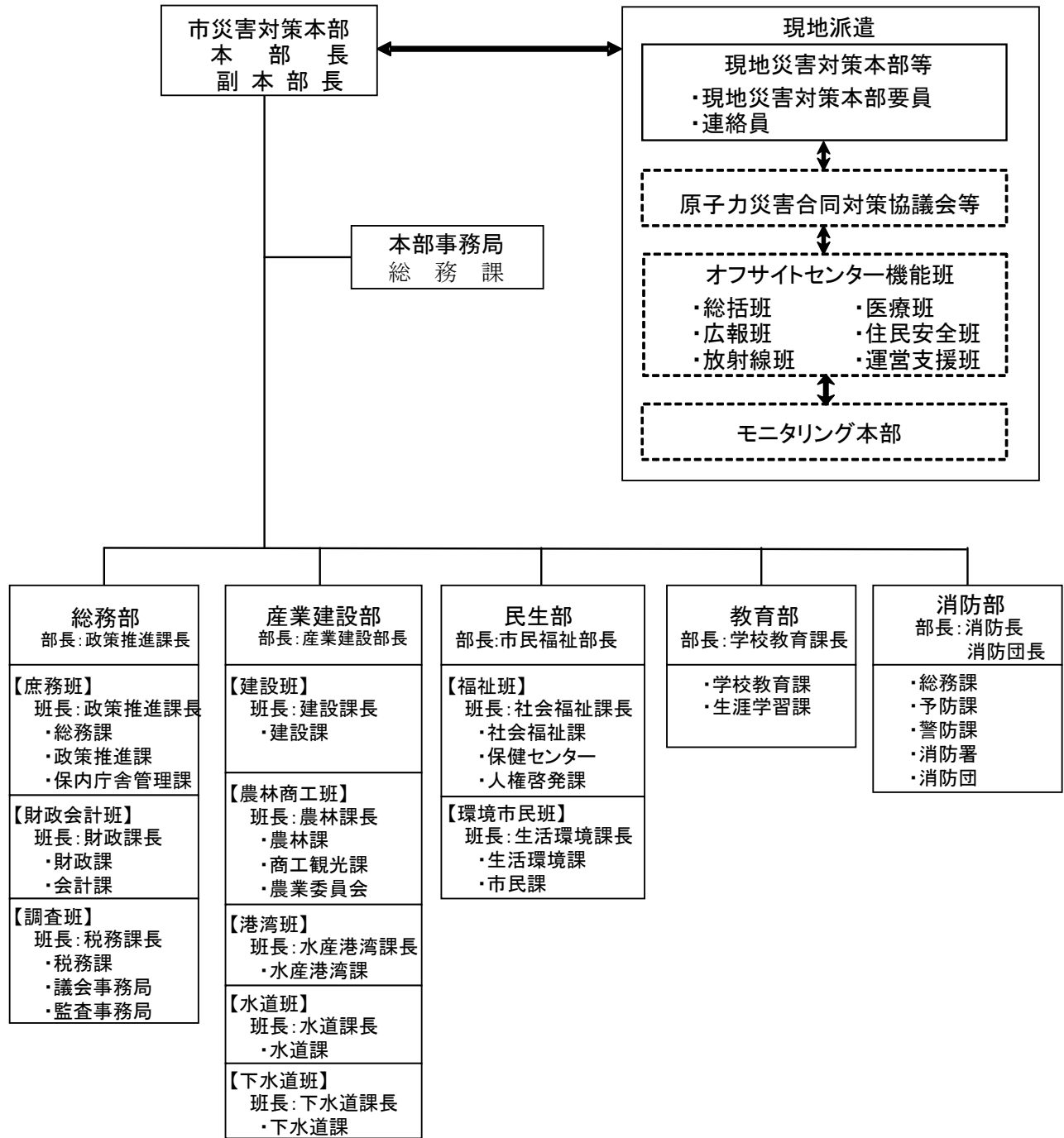
市長は、配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い職員を動員する。

(2) 勤務時間外の動員

関係職員は、勤務時間外に要請を受けた場合は、直ちに登庁し、配備につくものとする。また、テレビ、ラジオ等により災害の発生を覚知した場合においても、直ちに自主的に登庁し、配備体制につくものとする。その他の職員は、登庁の連絡を受けた場合に、直ちに登庁する。

なお、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ市長が指定する初動体制によって被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

第4節 八幡浜市災害対策本部体制図



■ 現地災害対策本部への派遣

班名	担当部署	役割
現地災害対策本部要員	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部で必要な地域情報の提供 ・状況の把握、機能班への伝達 ・市災害対策本部との連携、情報伝達
連絡員	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部、オフサイトセンター機能班、現地災害対策本部間の連絡

■ オフサイトセンター機能班への派遣

班名	担当部署	役割
総括班	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同対策協議会の運営事務局 ・ 現地災害対策本部長の補佐 ・ 屋内退避、避難の勧告の検討及び緊急事態宣言解除に関する情報の集約 ・ 合同対策協議会における決定事項の関係機関への伝達 ・ 国本部、県、重点市町本部等との連絡調整
広報班	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への広報 ・ 報道機関への対応 等
放射線班 (県「モニタリング本部」)	民生部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線状況の整理と報告 ・ 被ばく線量の予測 (SPEEDI) ・ 緊急時環境モニタリングデータの収集 ・ 飲食物摂取制限勧告の検討 等
医療班	民生部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況に関する情報収集、提供、分析 ・ 医療活動実施方針の検討 ・ 安定ヨウ素剤投与指示の検討 等
住民安全班	民生部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避、避難状況の把握 ・ 救助、救命状況の把握 ・ 交通規制状況の把握 ・ 緊急輸送の実施状況の把握 ・ 飲食物摂取制限の実施状況の把握 等
運営支援班	産業建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンター活動要員の食料等の調達 ・ オフサイトセンターの環境整備 ・ オフサイトセンターの出入管理 等

■ 非常配備に関する基準

本部体制		警戒本部体制	災害対策本部	
配備区分		第1 配備	第2 配備	第3 配備
配備要員		各部長、総務課危機管理・原子力対策室職員等	あらかじめ指名された職員	全職員
本部事務局	総務課	総務課危機管理・原子力対策室職員等	全員	全員
総務部	現地災害対策本部 オフサイトセンター	—	現地災害対策本部要員 連絡員 総括班 広報班	現地災害対策本部要員 連絡員 総括班 広報班
	庶務班	政策推進課長	班が必要とする1/3 以内の職員	全員
	財政会計班		班が必要とする1/3 以内の職員	全員
	調査班		班が必要とする1/3 以内の職員	全員

本部体制		警戒本部体制	災害対策本部		
配備区分		第1 配備	第2 配備	第3 配備	
配備要員		各部長、総務課危機管理・原子力対策室職員等	あらかじめ指名された職員	全職員	
産業建設部	オフサイトセンター		—	運営支援班	運営支援班
	建設班	建設課	産業建設部長	班が必要とする1/3以内の職員	全員
	農林商工班	農林課 商工観光課 農業委員会		班が必要とする1/3以内の職員	全員
	港湾班	水産港湾課		班が必要とする1/3以内の職員	全員
	水道班	水道課		班が必要とする1/3以内の職員	全員
	下水道班	下水道課		班が必要とする1/3以内の職員	全員
民生部	オフサイトセンター		—	放射線班 医療班 住民安全班	放射線班 医療班 住民安全班
	福祉班	社会福祉課 保健センター 人権啓発課	市民福祉部長	班が必要とする1/3以内の職員	全員
	環境市民班	生活環境課 市民課		班が必要とする1/3以内の職員	全員
教育部		学校教育課 生涯学習課	学校教育課長	部が必要とする1/3以内の職員	全員
消防部		総務課 予防課 警防課 消防署 消防団	消防長 消防団長	部が必要とする1/3以内の職員	全員

第5節 八幡浜市災害対策本部の業務

■ 本部事務局

班 名	分 掌 事 務
本部事務局 総括：総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置に関する事 2 災害対策本部等の総括に関する事 3 現地対策本部及びオフサイトセンターとの連絡調整に関する事 4 国、県及び関係協力機関に対する連絡、要請に関する事 5 防災行政無線、衛星携帯電話の利用に関する事 6 退避及び避難の指示伝達に関する事 7 国及び県から指示された警戒区域の設定に関する事 8 公共交通機関の情報に関する事 9 通信機関の情報収集及び取りまとめに関する事 10 県及び周辺市町に対する応援要請に関する事 11 他の地方公共団体からの応援受付に関する事 12 災害復興方針、災害復興計画の立案に関する事 13 災害対策全般の企画及び総合調整に関する事 14 災害情報の収集及び伝達に関する事 15 応急対策物品の調達に関する事 16 要員の参集に関する事 17 各部に対する指示・伝達に関する事 18 災害対策本部の解散に関する事

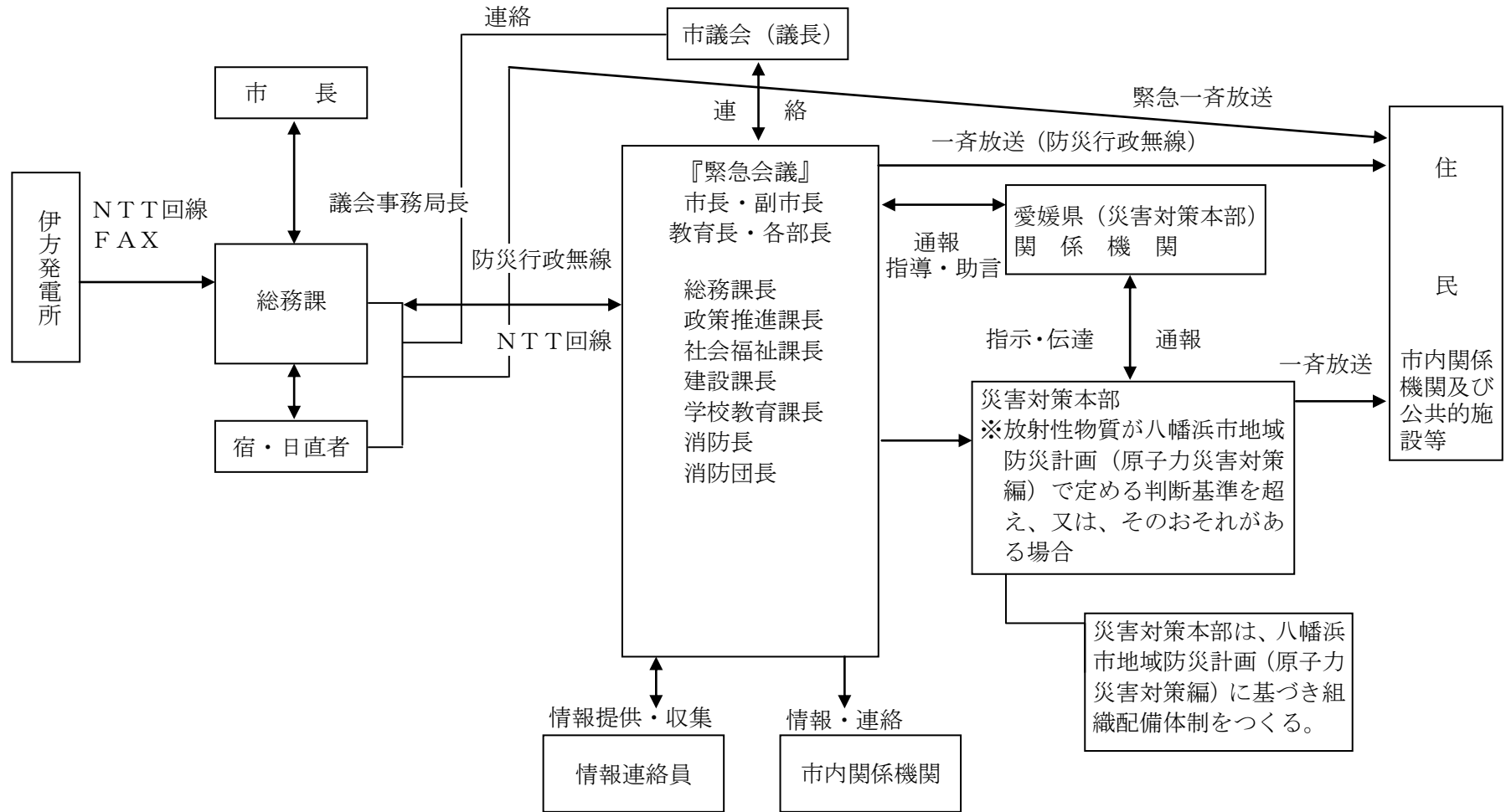
■ 各部各班

部名	班 名	分 掌 事 務
総務部	庶務班	1 原子力災害に関する情報の収集・伝達に関すること 2 被害状況の調査の応援に関すること 3 住民に対する広報に関すること 4 報道機関との連絡及び相互調整に関すること 5 動員及び非常招集に関すること 6 本部長及び副本部長の秘書に関すること 7 緊急放送に関すること 8 災害記録及び災害広報資料の収集整備並びに提供に関すること 9 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 10 災害予防、救助及び応急対策に必要な人員確保に関すること 11 食料、救援物資、資機材等の輸送に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	財政会計班	1 災害関係予算に関すること 2 車両の調達及び緊急輸送体制に関すること 3 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること 4 原子力災害対策用資機材の調達及び貸借に関すること 5 応急公用負担に関すること 6 被害に伴う経理に関すること 7 被害状況の調査の応援に関すること 8 災害補償費に関すること 9 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	調査班	1 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関すること 2 危険区域の調査に関すること 3 り災証明の発行に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
産業建設部	建設班	1 災害情報の収集に関すること 2 交通の確保に関すること 3 交通状況の調査連絡に関すること 4 輸送車両の誘導に関すること 5 道路の管理全般に関すること 6 車両の駐停車場の確保に関すること 7 災害復旧の実施に関すること 8 土木、建築技術者及び従事者の確保に関すること 9 公営住宅、民間賃貸住宅の確保に関すること 10 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する

部名	班 名	分 掌 事 務
産 業 建 設 部	農 林 商 工 班	1 商工物資の被害状況調査及び流通対策に関すること 2 農林水産物の被害調査に関すること 3 農林水産物の採取及び出荷制限に関すること 4 農業被害拡大防止に関すること 5 農林、畜産、商工業関係の補助、融資に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	港 湾 班	1 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関すること 2 港湾、漁港施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 水産関係災害の被害調査及び応急対策に関すること 4 漂流物の処理に関すること 5 港湾、漁港施設関係の補助、融資等に関すること 6 水産関係の補助、融資等に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	水 道 班	1 飲料水の確保、供給に関すること 2 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 上水道及び簡易水道の衛生維持に関すること 4 水道の止栓等給水制限の実施に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	下 水 道 班	1 下水道施設の被害調査に関すること 2 下水道の応急復旧及び排水処理に関すること 3 浄化センター、ポンプ場の運転管理に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
民 生 部	福 祉 班	1 避難所、救護所の開設に関すること 2 被災者の医療措置及び協力に関すること 3 医療機関との連絡調整に関すること 4 医療従事者の確保に関すること 5 医療品及び衛生資機材の供給確保に関すること 6 保健活動に関すること 7 災害救助に関すること 8 被災者の救助及びこれに必要な情報の収集に関すること 9 災害時要援護者の把握及び応急対策に関すること 10 保育所の災害対策に関すること 11 ボランティア活動の受入れ及び協力に関すること 12 汚染の除去に関すること 13 住民の所在把握に関すること 14 救援物資、義援金の受領及び配分に関すること 15 メンタルヘルス対策相談窓口の設置に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する

部名	班 名	分 掌 事 務
民 生 部	環境市民班	1 原子力災害発生時の環境モニタリングへの協力に関すること 2 食料、生活必需品その他緊急物資の調達及び供給に関すること 3 行方不明者等の届出に関すること 4 衛生関係施設の被害調査及び応急対策に関すること 5 清掃、火葬場等施設の復旧及び応急対策に関すること 6 防疫活動に関すること 7 ごみの収集及び処理に関すること 8 し尿の収集及び処理に関すること 9 仮設便所の設置及び管理に関すること 10 衛生、防疫資機材の調達に関すること 11 救援物資、義援金の受領及び配分に関すること 12 死体の埋葬、火葬に関すること 13 へい死獣の処理に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
教 育 部		1 児童及び生徒等の応急対策に関すること 2 学校、その他避難施設の提供及び避難住民の受入れに関すること 3 学校の災害対策に関すること 4 避難所の開設に関すること 5 炊き出し等、被災者への食料供給に関すること 6 総務部の支援に関すること
消 防 部		1 退避及び避難等の誘導指示に関すること 2 防災関係機関との連絡調整に関すること 3 各分団との連絡調整、確認に関すること 4 被災状況等の把握並びに報告に関すること 5 火災等の警戒に関すること 6 隣接市町相互援助協力に関すること 7 被災者の救出、救助及び救急活動に関すること 8 災害危険区域の巡視、警戒及び応急復旧対策に関すること 9 消防防災ヘリコプターの運航要請

異常発生時における連絡通報系統図



※ 連絡経路

- (1) 発電所からの通報は、日中、夜間、休日を問わず、総務課危機管理・原子力対策室（室長→係の順で）に電話連絡により行われるとともに、総務課執務室及び総務課危機管理・原子力対策室長宅にFAXする。
- (2) 緊急会議者への通報は、NTT回線（普通電話）を通じて行う。

第3章 各機関の活動体制

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市、県、国、防災関係機関及び原子力事業者は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立する。また、各機関相互に緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

第1節 Aレベル（異常事象発生）時の活動体制

(1) 原子力事業者の活動体制

原子力事業者は、異常事象発生の通報を行った場合、速やかに職員の非常参集、非常体制の確立や応急対策の実施に必要な体制を確保する。

(2) 県の活動体制

ア 県災害警戒本部の設置

県民環境部長は、異常事象発生の通報がなされた場合、県災害警戒本部を県庁に設置するほか、必要に応じて現地災害警戒本部をオフサイトセンターに設置し、県（現地）災害警戒本部会議を開催し、重要な応急対策について協議する。

イ 関係課長会議の開催

危機管理課長は、異常事象発生の通報がなされた場合速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。

ウ 現地関係課長会議の開催

南予地方局八幡浜支局総務県民室長は、速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに南予地方局八幡浜支局（以下「八幡浜支局という。」）において現地関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。

エ オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、異常事象発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行う。

(3) 市の活動体制

市は、異常事象の通報がなされた場合、第1配備体制の配備要員を速やかに招集するとともに、情報収集連絡体制や当面の応急対策活動の実施に必要な体制を整備する。

第2節 Bレベル（特定事象発生）時の活動体制

(1) 原子力事業者の活動体制

ア 特定事象発生の通報を行った場合

原子力事業者は、特定事象発生の通報を行った場合、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、事故対策本部の設置、緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの立ち上げ等必要な体制をとる。

イ 緊密な連携の確保

原子力事業者は、県の災害対策本部等に職員を派遣する等により、県、関係機関等との間において緊密な連携の確保に努める。

ウ 原子力レスキュー部隊の招集

原子力事業者は、特定事象発生 of 通報を行った場合、緊急事態応急対策のための原子力レスキュー部隊の招集を行う。

エ 後方支援拠点の設置

原子力事業者は、事態に応じ、後方支援拠点を設置し、また、原子力レスキュー部隊を派遣しオンサイト対応に当たらせる。

また、必要に応じてプラントメーカー、建設業者等と連携し、オンサイト対応を行う。

(2) 国の活動体制

ア 原子力防災専門官の対応

特定事象発生 of 通報がなされた場合、原子力防災専門官は、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、県及び重点市町等の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行う。

イ 関係省庁事故対策連絡会議の開催

特定事象発生 of 通報がなされた場合、国は当該特定事象に関する情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

ウ 現地事故対策連絡会議の開催

国は、現地に派遣した職員相互の連絡調整を行うため、必要に応じ、職員を伊方町のオフサイトセンターに集合させ、現地事故対策連絡会議を開催する。

(3) 県の活動体制

ア 災害対策本部の設置

特定事象発生 of 通報がなされた場合、知事は、国と密接な連携を図りつつ、必要な応急対策活動等を実施するため、災害対策本部を設置し、国に連絡する。

イ 災害対策本部会議の開催

災害対策本部長は、必要に応じて、災害対策本部会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。

ウ 現地災害対策本部の設置

特定事象 of 通報がなされた場合、災害の現地において緊急に統一的な防災活動を実施するため、災害対策本部長の命により、現地災害対策本部をオフサイトセンター（状況により八幡浜支局等）に設置する。

現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

エ 現地災害対策本部の応援体制

中予地方局及び南予地方局は、現地災害対策本部の応援にあたる。

オ 東予地方局の応援体制

東予地方局(今治支局含む)は、災害対策本部統括司令部の指示に従い、本部並びに現地災害対策本部の応援にあたる。

カ 国との連携

原子力防災専門官との連携を密にし、県等の行う応急対策に対する助言、指導を求めるとともに、必要に応じて国に対し専門家等の派遣を要請する。

また、国が現地事故対策連絡会議を設置した場合には、「オフサイトセンター運営要領」に定める職員を派遣し、災害応急対策等の連絡調整を行う。

キ 原子力事業者等に対する応援要請

必要に応じて、原子力事業者及び他の原子力発電所立地等道府県に対し、装備、資機材、人員等の応援を求める。また、要請を受けた原子力事業者、原子力発電所立地等道府県は、速やかに応援体制を整える。

(4) 市の活動体制

市長は、特定事象の通報がなされた場合、第2 配備体制の配備要員を速やかに招集し、市災害対策本部を設置することにより、応急対策の実施に必要な体制を確保するとともに、オフサイトセンターに必要な要員を派遣する。

第3節 Cレベル（緊急事態発生）時の活動体制

(1) 国の活動体制

ア 原子力災害対策本部の設置

国は、原子力緊急事態が発生していると認める場合、速やかに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置し、県及び重点市町に対し、屋内退避又は避難に関する指示又は勧告等の緊急事態応急対策に関する事項を指示する。

イ 原子力災害現地対策本部の設置

国は、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策本部長の定めるところにより、オフサイトセンターに環境副大臣（又は環境大臣政務官）を長とする原子力災害現地対策本部を設置する。

(2) 原子力災害合同対策協議会の設置

ア 緊急事態応急対策について相互に協力

国の現地対策本部並びに県及び重点市町の災害対策本部（又は現地災害対策本部）は、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会を組織する。

イ 原子力災害合同対策協議会

原子力災害合同対策協議会は、住民避難等の最重要事項の調整と、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」により運営される。

ウ 全体会議

全体会議は、国の現地対策本部長、県及び重点市町の災害対策本部長、関係機関の代表者及び原子力事業者の代表者又はこれらのものから委任を受けたもの等により構成されるものとし、国の現地対策本部長が主導的に運営する。

エ 原子力災害合同対策協議会への専門家の出席

原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家を協議会に出席させ、その知見を十分に活用するよう努める。

オ 役割分担等

原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者が協議して「オフサイトセンター運営要領」に定めておく。

カ 原子力緊急事態宣言発出後の現地情報収集

原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報の収集は、情報収集ルールが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力災害合同対策協議会に一元化するものとし、現地における報道機関への発表についても、対策拠点とは区切られた現地のプレスセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が一元的に実施する。

(3) 市の活動体制

緊急事態宣言が発せられた場合、市長は、全職員を招集し、県と密接な連携を図りつつ、必要な緊急事態応急対策を実施する。

第4章 各機関の情報活動

関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関し、積極的に自らの職員を動員し又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

第1節 Aレベル（異常事象発生）時の情報連絡

原子力発電所から通報を受けた市は、当面とるべき措置等について県の指示を受けるとともに、必要に応じ八幡浜警察署、松山・宇和島海上保安部及び八幡浜地区施設事務組合消防本部に対し、通報連絡を行う。

第2節 Bレベル（特定事象発生）時の情報連絡

(1) 県、関係機関との密接な相互連絡体制の確立

市は、県、関係機関との間において、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡する等、密接な相互連絡体制を確立する。

(2) 国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議との連携

市、県、関係機関、原子力事業者等は、国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議との密接な連携を図る。

第3節 Cレベル（緊急事態発生）時の情報連絡

(1) 原子力緊急事態宣言発出情報の連絡

国は、原子力緊急事態が発生していると認める場合、原子力緊急事態宣言を発出し、県、緊急事態応急対策実施区域に係る市町等に対し、屋内退避又は避難に関する指示又は勧告等の緊急事態応急対策に関する事項を指示する。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

ア 常時継続的に必要な情報を共有

国の現地対策本部、県及び市の災害対策本部、関係機関、原子力事業者等は、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握及び住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

イ 被害の状況等に関する情報連絡

各機関は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

ウ 原子力防災専門官

原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集を行うとともに、市、県、関係機関、原子力事業者等の間の連絡調整等を引き続き行う。

第5章 通信連絡

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、原子力発電所における事故情報、国、県、重点市町、その他の市町、関係機関相互及び住民との間における情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達を迅速かつ的確に実施するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡に万全を図る。

第1節 原子力災害時における関係機関相互間の通信連絡

(1) 通信連絡系統

原子力災害時における国、県、重点市町、その他の市町、関係機関、原子力事業者の相互間の通信連絡系統は別表1のとおりとする。

(2) 通信連絡手段

ア 専用通信設備・専用通信回線の使用

災害情報の伝達、報告等原子力災害時における通信連絡については、一般加入電話の輻輳を考慮し、専用通信設備・専用通信回線を有する機関相互の通信連絡において、専用通信設備・専用通信回線を優先して使用する。

イ 衛星通信回線・衛星携帯電話の利用

一般加入電話の輻輳を考慮し、あらかじめ配備している衛星通信回線・衛星携帯電話の活用を図る。

ウ 公衆通信設備の優先利用

災害対策関係機関は、原子力災害時において一般加入電話の輻輳を考慮し、あらかじめ指定している災害時優先電話の活用を図る。

第2節 原子力災害時における住民等への指示

(1) 通信連絡系統

原子力災害時における災害応急対策において住民等が実施すべき事項の住民等に対する指示系統は別表2のとおりとする。

指示に当たっては、県災害対策本部等との間において指示内容の統一徹底を図り、住民が心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するとともに、災害時要援護者及び一時滞在者に配慮した方法で実施する。

(2) 住民等への指示手段

各機関は、県災害対策本部等で決定した災害応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、住民等に対し指示する必要がある場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確に迅速に指示する。

ア 市

(ア) 市防災行政無線（同報系）

(イ) 広報車

(ウ) インターネット

(エ) 市のホームページ

- (オ) 拡声器
- (カ) 緊急速報メールサービス、市防災メール
- (キ) その他（区、自主防災会、消防団等）

イ 県

- (ア) 広報車・消防防災ヘリコプター
- (イ) ラジオ・テレビ・CATV、インターネット、県防災メール、コミュニティFM、ソーシャルメディア、ワンセグ放送
- (ウ) その他

ウ 県警察

- (ア) 広報車・ヘリコプター
- (イ) その他

エ 関係消防機関

- (ア) 広報車
- (イ) 拡声器
- (ウ) その他

オ 原子力事業者

- (ア) 広報車
- (イ) その他

(3) 船舶等への指示伝達手段

各機関は、県災害対策本部等で決定した災害応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、船舶等に対し指示する必要がある場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確かつ迅速に指示する。

ア 市

- (ア) 船舶
- (イ) その他

イ 県

- (ア) 船舶
- (イ) 海岸局からの漁業無線による非常通信（非常通信協議会経由）
- (ウ) その他

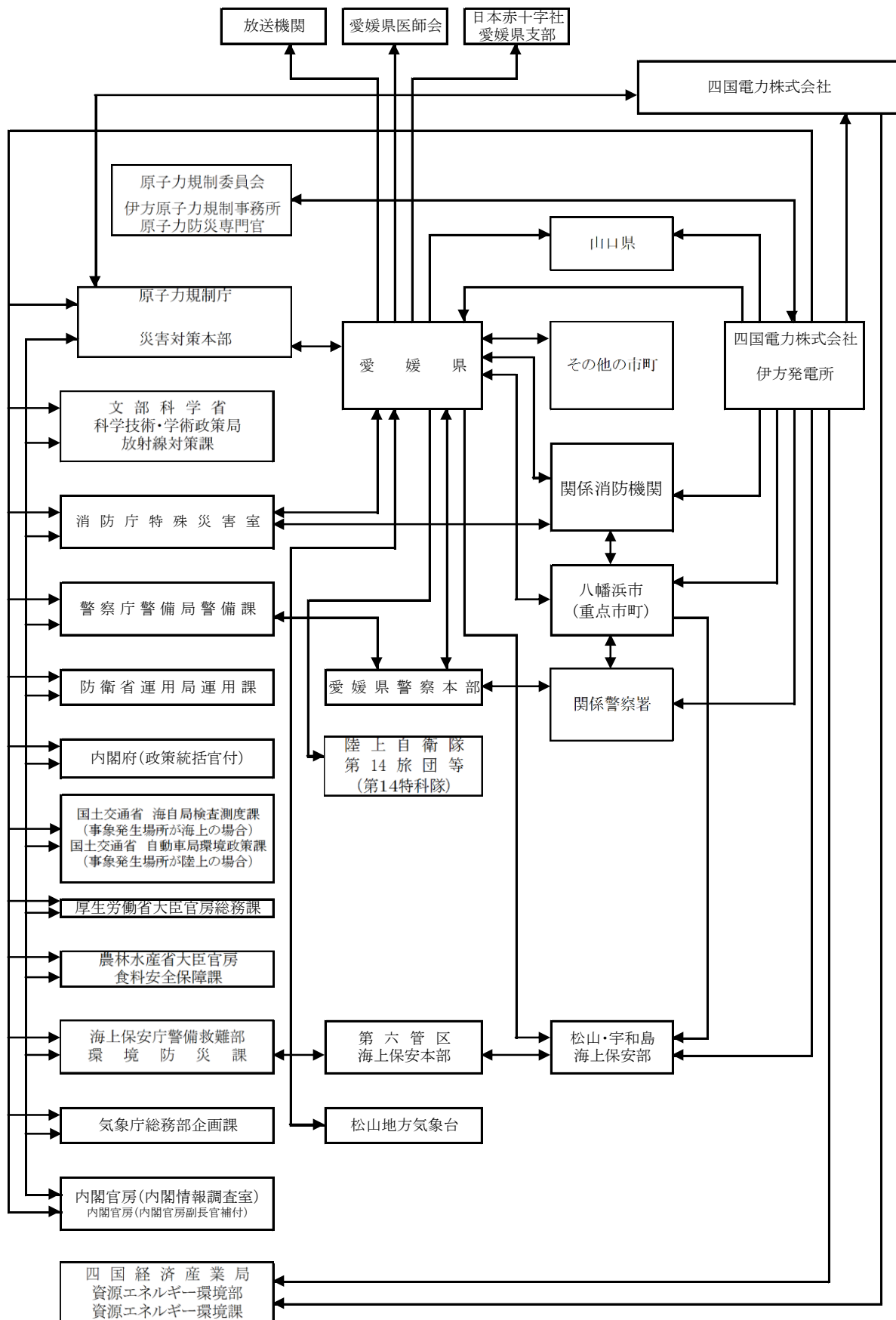
ウ 県警察

- (ア) 船舶
- (イ) その他

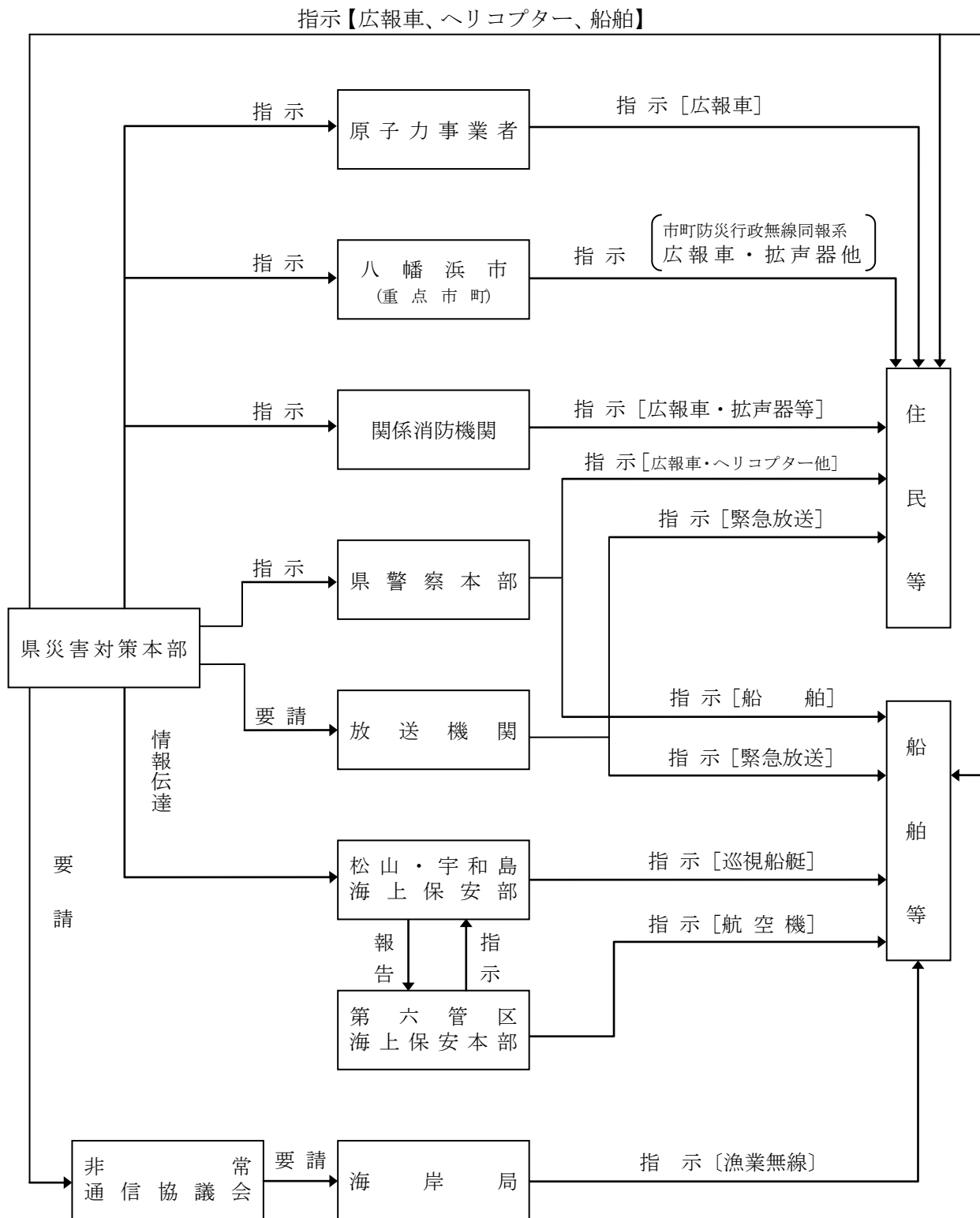
エ 第六管区海上保安本部

- (ア) 巡視船艇、航空機
- (イ) その他

別表1 災害時における通信連絡系統図



別表2 原子力災害時における住民等に対する指示系統図



第6章 広報・広聴活動

市は、県、関係機関及び原子力事業者との連携を密にして住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認したうえで広報責任者が実施する。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達に努め、住民等から、問合せ、要望、意見等に、適切に対応する。

第1節 市の活動

(1) 広報事項

市は、県災害対策本部並びに関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある次の事項を中心に、広報文の短文化や広報マニュアルを作成するなど適切かつ迅速な広報を行う。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 事故・災害等の概況
- ウ 災害応急対策の実施状況
- エ 災害応急対策において住民等が実施すべき事項
- オ 避難・退避等の勧告、避難場所の指示
- カ 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- キ 医療救護所の開設状況
- ク 被災者等の安否情報
- ケ 不安解消のための住民等に対する呼びかけ
- コ 自主防災組織に対する活動実施要請
- サ その他必要な事項

(2) 広報実施方法

市の保有する広報媒体を利用して、有効、適切と認められる方法により広報を行う。
なお、その際、民心の安定、災害時要援護者及び一時滞在者に配慮した伝達を行う。

- ア 防災行政無線同報系
- イ 広報車による広報
- ウ 報道機関を通じたの広報
- エ 広報紙の掲示、配布
- オ 広域避難所への職員の派遣
- カ 総合案内所、相談所の開設
- キ 住民組織を通じたの連絡
- ク 緊急速報メールサービス

(3) 県への広報要請

市災害対策本部長は、必要に応じ県災害対策本部を通じ、広報の要請を行う。

第2節 住民が必要な情報を入手する方法

市は、住民等が次の方法等により、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

- (1) ラジオ、テレビ、CATV、インターネット、県防災メール、コミュニティFM
県災害対策本部長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
- (2) 防災行政無線同報系、広報車、市防災メール、ヘリコプター、船舶
主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (3) 自主防災組織を通じた連絡
主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

第3節 広聴活動

市は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

第7章 緊急時環境モニタリング等の実施

市は、県が実施する緊急時環境モニタリング等に対し、協力する。

第1節 市の活動

市は、放射性物質の放出による影響が発電所周辺に及び、又は及ぶおそれがある場合に、適切な災害応急対策を行うため、国等の指導・助言を得て県が緊急時環境モニタリング等を実施するに当たり、現地作業チームに加わり、現地において実施するモニタリングに協力する。

第2節 緊急時環境モニタリング等の実施方法

県が主体的に実施する緊急時環境モニタリング等は、次の3区分で行われる。市は、その活動に協力する。

(1) Aレベルのモニタリング

ア 実施概要

Aレベルのモニタリングは、異常事象の情報及び気象情報の収集並びに平常時モニタリングの強化等を実施し、効果的な防災対策を行うための資料を得ることを目的とする。

イ 測定項目

- (ア) 空間放射線量率
- (イ) 大気中の放射性ヨウ素濃度

ウ 測定、採取の地点

原子力発電所に近接した地域を主体とした地域で、モニタリング本部長が適当と認める地域

(2) 第1段階のモニタリング

ア 実施概要

第1段階のモニタリングは、放出源の情報、気象情報及びSPEEDIネットワークシステム等から得られる情報等を総合的に解析して、住民等に対し緊急の指示（防護対策の実施）を行うための資料を得ることを目的とする。

イ 測定項目

- (ア) 空間放射線量率
- (イ) 大気中の放射性ヨウ素濃度
- (ウ) 環境試料（飲料水、葉菜、牛乳等）中の放射性ヨウ素濃度

ウ 測定、採取の地点

原子力発電所周辺地域を主体とした地域で、モニタリング本部長が適当と認める地域

(3) 第2段階のモニタリング

ア 実施概要

第2段階のモニタリングは、第1段階のモニタリングより更に広い地域について実施し、放射線及び放射性物質の周辺環境に対する全般的影響を評価・確認し、飲食物等の

摂取制限措置、農林水産物の出荷制限等の措置並びに各種の防護対策措置の解除を適時的確に講ずることを目的とする。

イ 測定項目

(ア) 空間放射線量率

(イ) 積算線量

(ウ) 大気中の放射性物質の放射能濃度

(エ) 環境試料（飲料水、葉菜、牛乳等）中の放射性物質の放射能濃度

ウ 測定、採取の地点

第1段階のモニタリングより更に広い地域で、モニタリング本部長が適当と認める地域

第8章 住民避難等の実施

市は、県、その他の市町及び関係機関等との連携を密にして住民避難等の措置を迅速かつ的確に実施する。

第1節 防護対策の決定

(1) 防護対策及び防護対策区域の決定

県災害対策本部長は、原子力発電所からの事故の情報、モニタリング本部長から報告を受けた緊急時環境モニタリングの結果及びSPEEDIの予測結果等の分析内容から予測線量が次表に掲げる指標に該当すると認められる場合には、国の指導・助言又は指示に基づき、住民の防護対策及び防護対策を講ずべき地域（以下「防護対策区域」という。）を決定する。

なお、防護対策区域は、行政区画上その地区・集落等を単位として扱うものとする。
住民等に対し広報を行い、対策の周知徹底を図る。

<屋内退避及び避難等に関する指標>

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	・放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 1 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

2 外部被ばくによる実効線量及び放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策を確保する。

(2) 防護対策区域に関する情報収集

市は、防護対策区域の対象となる住民の情報及び避難施設情報などを把握する。また、県及びオフサイトセンター等にこれらの情報を提供する。

(3) 警戒区域の設定

市災害対策本部長は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合には、県災害対策本部長の指導・助言を得て、災害対策基本法第63条第1項及び原災法第27条の4第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定する。

なお、警戒区域を設定した場合は、県災害対策本部を通じ、県警察に対し警戒区域への立入制限、立入禁止又はこれらの区域からの退去等の措置を依頼するとともに、住民等に対し、周知徹底を図る。

第2節 避難等の指示

市災害対策本部長は、国及び県等の指導、助言もしくは指示あるいは原子力災害合同対策協議会の協議結果に従い、あらかじめ定める避難計画に基づいて住民等に避難措置の指示を行う。避難措置の指示を行う場合は、次の事項を住民に徹底を図る。

- (1) 事故の概要
- (2) 災害の状況と今後の予測
- (3) 講じている措置と住民等が今後取るべき措置
- (4) 屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の別及びその理由
- (5) 避難等の措置を実施する防護対策区域
- (6) 避難経路、避難先及びスクリーニング等の場所
- (7) 戸別訪問による避難状況の確認
- (8) 避難所における避難状況の確認
- (9) その他必要な事項

第3節 避難等の方法

- (1) 屋内退避
屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。
ア 市災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、防護対策区域内の屋外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。
イ 市、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の屋内への避難誘導を行う。
- (2) コンクリート屋内退避
コンクリート屋内退避は、原則として市災害対策本部長が指示するコンクリート建屋内に退避するものとする。
ア 市災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するものとし、指示に当たっては、あらかじめ指定しているコンクリート建屋のうちから、原子力発電所との方位、距離等を考慮の上、退避するコンクリート建屋、避難経路等を指示する。
イ 市災害対策本部長は、コンクリート屋内退避を実施するコンクリート建屋を指定したときは、職員等を派遣して避難住民等の保護にあたる。
ウ 市、消防機関、県警察等関係機関は、住民等のコンクリート屋内への退避を誘導する。
エ 避難誘導者は、避難住民等に対しコンクリート屋内退避に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難活動に向けた指導を実践する。
- (3) 避難
避難は、原則として防護対策区域外（海上にあっては、警戒区域外）に退避するものとする。
ア 避難の方法は、市、県及び国の準備したバス、鉄道、船舶等の輸送手段のほか、可能な場合においては、自家用車等も活用することとする。

- イ 市災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、住民等に対し避難を指示するものとし、指示に当たっては、あらかじめ指定している避難所のうちから、原子力発電所からの方角、距離等を考慮のうえ、避難する場所、経路等を選定し、指示する。
- ウ 市災害対策本部長は、避難所に職員等を派遣して避難住民等の保護にあたる。
- エ 市、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の避難誘導を行う。
- オ 避難誘導者は、避難住民等に対し避難に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難活動が行われるよう指導する。
- カ 市、県、海上保安部その他関係機関は、警戒区域内の海上の船舶に対し、速やかに警戒区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

第4節 避難ルートの確保

道路管理者、港湾管理者及び県警察は、関係機関と協力して、道路・航路啓開による障害物の除去や応急復旧等を行い、道路・港湾機能の確保に努める。

第5節 避難所の設置

市災害対策本部長は、コンクリート屋内退避あるいは避難が必要になった場合、直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに被災者に周知するとともに、被災者が必要最小限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずるほか、県と連携し、必要に応じて、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても措置を講じる。

第6節 避難所等の運営

市は、県、国及び関係機関と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。

- (1) 市は、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、県へ情報を提供し、県は、国等へ報告を行う。
- (2) 市は、避難所における食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、県と協力して、必要な対策を講じる。
- (3) 市は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。
- (4) 民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供する。
- (5) 市は、県と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障害者等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、市は県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

第7節 災害時要援護者の避難誘導

(1) 市の活動

ア 災害時要援護者の早期把握

災害発生後直ちに、災害時要援護者台帳に基づき、災害時要援護者の早期把握に努める。

イ 災害時要援護者の避難誘導

災害時要援護者の避難誘導について、輸送手段等に特に配慮する。

なお、避難所又は福祉避難所へ移動した災害時要援護者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスを提供する。

ウ 応援依頼

市は、救護活動の状況や災害時要援護者を把握し、適宜、県、その他の市町等へ応援を要請するものとする。

(2) 県の活動

県は、災害時要援護者及び社会福祉施設の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都道府県、他の市町等への応援要請等、広域的な観点から支援に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設の活動

社会福祉施設は、避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨を連絡する。

(4) 病院等医療機関の活動

病院等医療機関は、避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨を連絡する。

第8節 防災上重要な施設の避難誘導

(1) 学校等施設の活動

学校等施設において、生徒等の在校時に避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

また、保護者等への引渡しは、原則として防護対策区域外に設けた避難所において実施する。その場合は、市又は県に対し速やかにその旨を連絡する。

(2) 不特定多数の者が利用する施設の活動

興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、避難させる。

第9節 広域避難

(1) 市内に防護対策区域が決定された場合の市のとるべき措置

- ア 市災害対策本部長は、県災害対策本部長から避難指示を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、関係機関の協力を得て、避難住民等の輸送を行うとともに、避難所に職員を派遣して、受入れ市町との連絡調整及び避難住民等の保護に当たる。
- イ 市災害対策本部長は、広域避難計画に基づく避難を行うときは、原子力防災資機材についても、避難所に輸送するよう努める。
- ウ 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難が必要であると判断した場合において、その他の市町と直接協議又は、県に要請し調整するものとし、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対して当該都道府県との協議を求める。

(2) 県のとるべき措置

- ア 県災害対策本部長は、災害の状況により、住民等の避難が必要であると判断した場合は、風向、予測被ばく地域等を考慮したうえで、広域避難計画に基づき、住民の避難先市町を決定し、当該市町長に対し、被災者の受入れ及び避難所の設置を要請する。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。
- イ 県災害対策本部長は、広域避難計画に基づく避難者の輸送に必要な車両、船舶、航空機等、輸送用機材の関係機関に対し、市と連携して、避難者の避難に協力するよう要請する。
- ウ 県災害対策本部長は、広域避難に必要な経路の情報把握に努め、避難経路を指示する。
- エ 県災害対策本部長は、住民の安全な広域避難や緊急車両の通行を確保するため、警察本部に交通規制に対する指示を行うとともに、指定地方行政機関及び自衛隊に、応援を要請する。

第10節 避難の長期化への対応

- (1) 市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (2) 市は、県及び国と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(3) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。

(4) 市は、県及び国と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第 11 節 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

第 12 節 立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施

市は、県警察、海上保安部が、関係機関の協力のもとに実施する警戒区域における立入制限、交通規制等必要な措置に全面的に協力する。また、防護対策区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保を図る。

第9章 飲料水・飲食物の摂取制限等

市は、住民等に対する防護対策上必要と認められた場合には、県及び関係機関等との連携を密にして、汚染した飲料水・飲食物等の摂取制限及びこれらの解除を実施する。

第1節 飲料水・飲食物の摂取制限措置等の決定

市災害対策本部長は、次の指標をもとに、県災害対策本部において飲料水・飲食物の摂取制限及びこれらの解除の実施が決定された場合には、住民等に対し広報を行い、対策の周知徹底を図る。

<飲料水・飲食物の摂取制限に関する指標>

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種： ¹³¹ I）
飲 料 水	3 × 10 ² B q /kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）	2 × 10 ³ B q /kg 以上

対 象	放射性セシウム
飲 料 水	2 × 10 ² B q /kg 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類	5 × 10 ² B q /kg 以上
穀 類	
肉・卵・魚・その他	

(注) Sr-90/Cs-137 比が 0.1 を超える場合及びその他の核種の複合汚染の場合は、これらの寄与を考慮して指標を低減して運用する。

第2節 飲料水の摂取制限

市災害対策本部長は、国及び県の指導、助言もしくは指示、あるいは原子力災害合同対策協議会の協議結果に基づき、飲料水の摂取制限措置の指示があった場合には、防護対策区域内及び当該地区に水源を有する水道供給区域の住民に対し、汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止し、誤飲なきよう直ちに水道の止栓等給水制限を実施する。

第3節 飲食物の摂取制限

市災害対策本部長は、国及び県の指導、助言もしくは指示、あるいは原子力災害合同対策協議会の協議結果に基づき、飲食物の摂取制限措置の指示があった場合には、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止する。

この場合において、市災害対策本部長は、関係機関の協力を得て、速やかに備蓄物資を、住民等に対して提供する。

第4節 農林水産物の採取及び出荷制限

(1) 市のとるべき措置

市災害対策本部長は、国及び県の指導、助言もしくは指示、あるいは原子力災害合同対策協議会の協議結果に基づき、放射性物質による汚染の及ぶ地域の農林水産物等の採取及び出荷制限の指示があった場合には、農林水産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対し、汚染農林水産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行う。

(2) 関係機関のとりべき措置

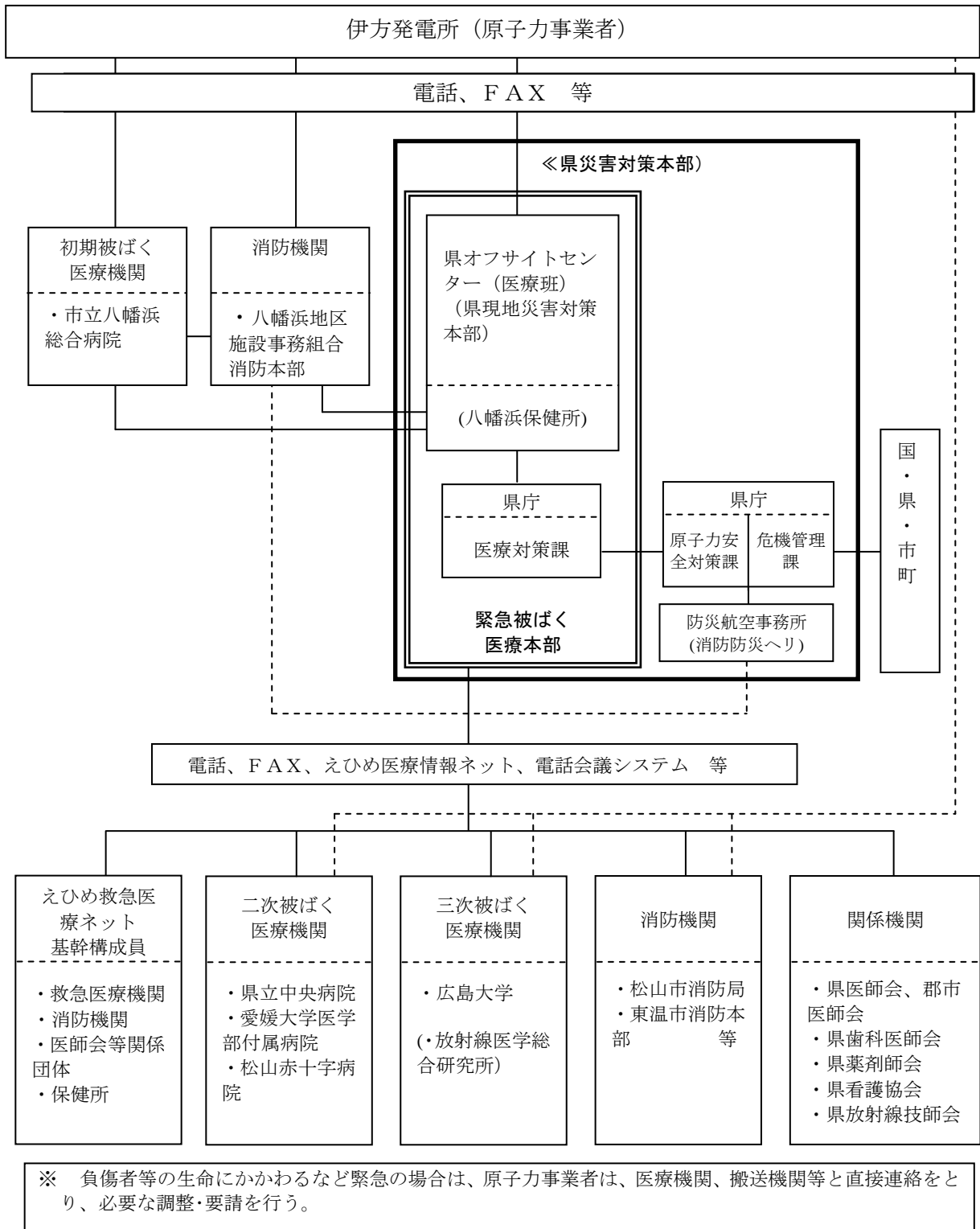
市災害対策本部長から汚染農林水産物の収穫・採取禁止、出荷制限等の指示を受けた農林水産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者は、これらの措置を直ちに実施する。

第 10 章 緊急被ばく医療の実施

市は、県及び関係機関等との連携を密にして、被ばく及びそのおそれのある者並びに一般傷病者に対し、検査、除染、治療等の緊急被ばく医療を実施する。

第 1 節 緊急被ばく医療本部の連絡系統

連絡体系(全体図)



第2節 緊急被ばく医療の実施内容

(1) 市の活動

市は、緊急被ばく医療活動を実施するに当たり、県の緊急被ばく本部との連携のもと、住民等に対する安定ヨウ素剤の配布、避難所等における一般傷病者に対する医療活動を実施する。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、緊急被ばく医療活動を実施するに当たり、県の緊急被ばく本部との連携のもと、後方医療機関等への被ばく者の搬送を実施する。

第3節 メンタルヘルス対策の実施

原子力災害時には、医療対応を必要としない場合であっても住民等に健康不安が生じることが考えられるため、市及び県は、国、医師会等関係団体と協力し、メンタルヘルス対策を実施する。

メンタルヘルス対策の実施にあたっては、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえ、情報提供、専門家による対応、保健所、市保健センター等での対策拠点の設置など、原子力災害の経過に応じた適切な対応を行う。

第4節 安定ヨウ素剤の予防服用

(1) 安定ヨウ素剤服用の決定

市災害対策本部長は、住民等及び防災業務従事者に対する安定ヨウ素剤の服用が決定された場合には、住民等に対して広報を行い、対策の周知徹底を図る。

広報の実施に当たっては、次の事項を住民等に徹底させ、心理的動揺、混乱を起こさないよう、十分に留意することとする。

- ① 服用の決定及びその理由
- ② 配布、服用方法並びに服用数量及びその回数、服用対象者
- ③ 服用に際しての注意事項

(2) 安定ヨウ素剤の配布

市災害対策本部長は、国及び県の指導、助言もしくは指示、あるいは原子力災害合同対策協議会の協議結果に基づき、安定ヨウ素剤服用の指示があった場合には、医師の処方等により住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

安定ヨウ素剤服用の指示を行うに当たっては、服用の方法、注意事項等を記したパンフレット等を添付の上服用について説明する等し、広報の場合と同様、次の事項を住民に徹底させ、心理的動揺、混乱を起こさないよう、十分に留意する。

- ① 服用の決定及びその理由
- ② 服用方法並びに服用数量及びその回数、服用対象者
- ③ 服用に際しての注意事項

(3) 配布数量及び服用量

① 服用対象者

原則として、40歳未満を対象とし、特に新生児や妊婦の服用を優先する。

ただし、安定ヨウ素剤を服用することにより、重い副作用が発生する恐れのある者は服用対象者から除外する。

② 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させることとする。

③ 服用量及び服用方法

安定ヨウ素剤の服用量及び服用方法

対象者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム量	服用方法
新生児	12.5mg	16.3mg	内服液 1ml
生後1ヶ月以上 3歳未満	25mg	32.5mg	内服液 2ml
3歳以上7歳未満	38mg	50mg	内服液 3ml
7歳以上13歳未満	38mg	50mg	丸薬 1丸
13歳以上40歳未満	76mg	100mg	丸薬 2丸
40歳以上	服用の必要なし	服用の必要なし	服用の必要なし

(注1) 内服液は、医療品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）を水に溶解したものをを用いる。（16.3mg/ml ヨウ化カリウム [12.5mg/ml ヨウ素含有]）

(注2) 丸薬は、医療品ヨウ化カリウムの丸薬（1丸：ヨウ素量38mg、ヨウ化カリウム量50mg）を用いる。

第 11 章 防災業務従事者の防護対策

市は、県と連携のもと、避難者の誘導、救出、緊急被ばく医療措置、広報等各種災害応急対策に従事する職員（以下「防災業務従事者」という。）の放射線防護について万全の対策を講ずる。

- (1) 市は、庁舎外で活動する職員に個人被ばく線量計を配布し、災害対策活動中の個人被ばく線量を測定するとともに、個人ごとに行動記録を作成する。
- (2) 市は、職員が防災活動によって内部被ばくの可能性が予想される場合は、防護マスク、防護服を配布するとともに、それらの着用を必要とする区域を指定する。

第 1 節 防災業務従事者に対する防護資機材の配布

防災業務従事者のうち、被ばくが予想される者については、次の防護資機材等のうち必要な資機材を配布するとともに、無線機等の通信機器を携帯させ、連絡体制を確保する。

- (1) デジタル式警報線量計、蛍光ガラス線量計等の個人被ばく測定器
- (2) サーベイメータ等の環境測定器
- (3) 防護服、防護マスク、防護靴等
- (4) その他、放射線防護に必要な資機材

第 2 節 市のとるべき措置

防災業務従事者に資機材を配布するに当たり、市災害対策本部長は、防災業務従事者が携帯する放射線測定機器、防護服等について、その必要数量を県災害対策本部に連絡し、その貸与又は支給を受けるものとする。

第 3 節 防災業務従事者の被ばく管理

原子力災害時における防災業務従事者の放射線被ばくは、事故の態様、応急対策の実状に応じつつ、できるだけその低減を図り、市災害対策本部長は、その被ばく状況を管理し、防災業務従事者の安全を確保する。

なお、災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で1回の災害につき10mSv、繰り返し作業を行う場合には、決められた5年間の線量が100mSv（ただし、任意の1年間に50mSvを超えるべきでない。）を上限とする。

ただし、事故現場において災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100 mSvを上限とする。

また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Svをあわせて上限として用いる。

第12章 緊急輸送

市は、県及び防災関係機関相互に連携し、災害応急対策を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送車両等を確保する。

第1節 市の活動

市災害対策本部長は、災害応急対策が円滑かつ確実に行われるよう、緊急輸送車両を確保する。

市のみでは調達が不可能な場合には、県災害対策本部へ協力を要請する。

第13章 消火活動

市は、原子力事業者その他関係機関と相互に連携し、原子力発電所に係る火災に関し、消火活動に協力する。

第14章 救助・救急活動

市は、原子力事業者その他関係機関と相互に連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行う。

第15章 ボランティアの受入れ

市、県、その他の市町及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。また、ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者の介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第16章 応援協力活動

市は、原子力災害の特殊性を考慮し、国、県、関係機関等と平素から十分に協議し、原子力災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

第1節 市の活動

(1) 県災害対策本部長に対する応援要請等

市災害対策本部長は、原子力災害時において災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市町長等に対する応援要請

市災害対策本部長は、原子力災害時において住民等の災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、その他の市町長等に対し応援を求める。

第2節 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

(1) 原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

(2) 市及び県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、避難区域の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第17章 ヘリコプターの活動支援

市は、原子力災害に際し、災害応急対策を円滑に実施するため、県、県警察、自衛隊、海上保安本部等の保有するヘリコプターの出動を要請し活動の支援を行う。

第1節 ヘリコプター離着陸場の確保

市災害対策本部長は、県、県警察、自衛隊、海上保安本部の所有するヘリコプターの離着陸場の確保に努めるものとする。

ヘリコプターの離着陸場は、次のとおりである。

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	地積 (長さ×幅)
1	愛宕中学校	西海寺 325	八幡浜市教育委員会	22-3111 学22-3166	17×60m
2	八代中学校	八代 1-2-1	八幡浜市教育委員会	22-3111 学22-2360	80×70m
3	王子の森公園	五反田 1-6-9	八幡浜市	22-3111 公24-5924	50×60m
4	市民スポーツパーク	若山	八幡浜市	22-3111 公22-5595	80×80m
5	保内中学校	保内町川之石	八幡浜市教育委員会	22-3111 学36-2345	80×80m
6	宮内小学校	保内町宮内	八幡浜市教育委員会	22-3111 学36-2345	70×60m
7	神越グラウンド	保内町喜木	八幡浜地区施設事務組合	36-1020 公36-2345	60×40m
8	南環境センター横	若山 9-40	八幡浜市	22-3111	35×60m
9	旧大島中学校	大島 3-298-5	八幡浜市	22-3111	30×40m

第2節 ヘリコプターの活動支援

市災害対策本部長は、県、県警察、自衛隊、海上保安本部の所有するヘリコプターの離着陸等の際し、消防機関と協力して次の活動支援を行う。

- (1) ヘリコプターの離着陸場における散水、Hマーク、吹き流しの設置及び警戒、誘導等
- (2) 立入禁止措置等離着陸場における安全確保の実施

第 18 章 核燃料物資等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに運搬を委託された者、国、県及び海上保安部は、相互に連携して、危険時の措置等を迅速かつ円滑に実施する。

第 19 章 複合災害時における応急対策

市及び県は、原子力災害に係る防護対策に支障を生じないように、原子力災害と自然災害という複数の事象に同時に対処できる体制を整備する。

第 1 節 情報収集・連絡、緊急時連絡体制及び通信の確保

市及び県は、複合災害時においても、専用回線及び衛星回線等により、十分な情報の収集・連絡手段を確保する。

第 2 節 住民への情報伝達活動

- (1) 市及び県は、複合災害時の初動期において、発電所に異常が発生した場合だけでなく、異常が発生していない場合においても、その旨を広報する。
- (2) 市は、大規模自然災害等により、情報伝達手段の機能喪失や、広報車の走行に支障をきたすことなどが想定されるため、代替手段を確保するとともに広報マニュアルを作成し、伝達の徹底を図る。
- (3) 市及び県は、住民の不安解消や混乱防止のため、問い合わせ窓口を増設するなどの体制を強化する。

第 3 節 屋内退避、避難等

- (1) 屋内退避、避難等の対応方針
 - ア 市及び県は、大規模自然災害等が発生した場合の屋内退避、避難等の防護措置は、本編第 8 章を基本にしたうえで、大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、適切に対処する。
 - イ 市及び県は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど避難の困難性が増すことなどが予想されるため、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。
- (2) 避難誘導時の配慮
 - ア 市は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導にあたり十分注意する。
 - イ 市は、大規模自然災害等による被災者等の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応する。
- (3) 退避・避難所等の運営
 - ア 市は、大規模自然災害等により避難所等の被災が予想されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。
 - イ 市及び県は、防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保及び心のケア等について、対策を実施する。
- (4) 緊急輸送活動
 - ア 市は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県、その他の市町、指定地方行政機関、自衛隊、県警本部と協力し、輸送路

となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路を確保する。

イ 市及び県は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握するとともに、県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行う。

また、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行う。

第4節 救助・救急活動及び消火活動

市及び県は、大規模自然災害等の被災による救助・救急活動及び消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。